

# ファンドニュース

ベンチャーキャピタルファンド等への出資者の会計処理  
および投資ファンドへの影響  
(改正金融商品会計に関する実務指針)



2025年4月

## はじめに

2025年3月11日に企業会計基準委員会(ASBJ)は、改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」(以下、改正実務指針)を公表しました。

改正実務指針は、一定の要件を満たすベンチャーキャピタルファンド(VCファンド)などの組合等への出資者の会計処理として、組合等の構成資産に含まれる市場価格のない株式(子会社株式・関連会社株式を除く)を時価評価できることを定めています。改正実務指針は2026年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用されます。

日本におけるプライベートエクイティ(PE)ファンドやVCファンドなどの投資ファンドは、投資事業有限責任組合(LPS)のスキームを用いることが多く、改正実務指針は、LPSの出資者であるゼネラルパートナー(GP)およびリミテッドパートナー(LP)の会計処理に影響を及ぼします。また、LPSの運用者であるGPは、既存のLPSだけでなく、その投資先の評価を時価で行うようにというLPからの要望が増えると考えられ、出資者としての会計処理だけではなく、投資ファンドの運営においても影響があると想定されます。

## 経緯

日本では、GPやLPなどが出資する投資ファンドの構成資産が非上場株式(市場価格のない株式)である場合、当該株式を企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、取得原価で評価することとなります。

しかしながら、近年、LPSなどの投資ファンドに非上場株式を組み入れた金融商品が増加しており、投資ファンドを通じて保有する非上場株式の時価評価・適切な企業価値評価を通じて、投資ファンドへの出資者の財務諸表の透明性が向上し、当該財務諸表の利用者に対して有用な情報が開示および提供されることが期待されています。その結果、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がVCファンド等に供給されることが期待されるとして、VCファンド等の投資ファンドや組合等の構成資産に含まれる市場価格のない株式を時価評価するようにすみやかに会計基準を改正すべきとの要望が聞かれました。

こうした状況を受けて、ASBJは、今般、改正実務指針を公表しました。

## 出資者の会計処理

改正実務指針の対象となる組合等の範囲は、次の要件を満たす組合等になります。

- a) 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者であること
- b) 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること

上記の要件を満たす組合等へ出資している企業は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式(GPやLPなどの出資者の子会社株式および関連会社株式を除く)について時価評価を行うかどうかの選択に関する方針を定め、当該方針に基づき組合等への出資時に時価評価を行う対象を決定し、当該時価評価を出資後に取りやめることができないとしています。

改正実務指針では、時価評価を行うことを選択した組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式(出資者の子会社株式および関連会社株式を除く)について、次のとおり会計処理を行うとしています。

- a) 時価をもって評価し、評価差額の持分相当額を出資者たる企業の純資産の部に計上する
- b) 時価のある有価証券の減損処理に関する定めにしたがって減損処理を行う

## 投資ファンドへの影響

日本のPEファンドやVCファンドで多く利用されているLPSは、2023年12月5日施行された投資事業有限責任組合会計規則<sup>\*1</sup>により、投資は、原則として、時価を付さなければならないとされています。時価とは異なる評価方法の採用が例外的に認められていますが、例外的な評価を採用する場合には合理的な説明ができるかどうかを整理したうえで、すべての有限責任組合員の同意を得て、組合契約に評価方法を定めることが想定されています（投資事業有限責任組合規則については、従前のファンドニュース「投資事業有限責任組合の会計規則改正及びその影響」（<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/fund-news/assets/pdf/fund-news132-amendments-to-accounting-regulations-and-their-impact.pdf>）をご参照ください）。一方で、上述のとおり、投資ファンドへの出資者の会計処理が変更となり、今後、投資パフォーマンスの適切な測定やファンド間比較可能性の向上等、時価評価のメリットを享受したいLPからGPIに対して、投資先を時価評価するように求める可能性が高まると想定されます。

なお、時価評価を導入する場合、投資ファンドの財務諸表等や現行の財務諸表等作成プロセスを含む内部統制への影響、必要となるルールの設計およびガバナンス体制の構築等、影響は多岐にわたることが想定されます。特に導入に際し、内部リソースを利用するのか、外部評価会社への委託等を行うかの意思決定は、運用会社または投資ファンドに係る内部統制や財務等への影響が大きいことが想定されます。上述の時価評価を導入する場合の影響等について、従前のファンドニュース「PE・VCファンド保有未公開株式の公正価値評価（後編）」（<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/fund-news/assets/pdf/fundnews112-vc-pe-fund2.pdf>）にて詳述していますので、併せてご参照ください。

<sup>\*1</sup> 2025年4月1日をもって廃止され、2025年4月1日以後開始する事業年度からは、同日に施行された「投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則」が適用されます

## おわりに

以上、PEファンドやVCファンド等の投資ファンドの出資者側の会計処理について、改正実務指針の概要および投資ファンドへの影響について説明しました。本稿の内容や、時価評価方針の策定・内部統制の構築を含む時価評価導入に関するアドバイス、また当法人がご提供するサービスに対してご質問やご興味がありましたら、以下の問い合わせフォームからご連絡いただければと思います。文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを申し添えます。

PwC Japan有限責任監査法人  
資産運用アシュアランス部  
シニアマネージャー 濵谷 雄二

お問い合わせフォーム

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかつたことによって発生した結果について、PwC Japan 有限责任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2025 PricewaterhouseCoopers Japan LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.